磐田市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

磐田市職員の通勤手当に関する規則（平成１７年磐田市規則第２１号）の一部を次のように改正する。

第６条中「新幹線鉄道等及び橋等」を「条例第１５条第３項に規定する新幹線鉄道等」に改める。

第１６条を次のように改める。

（支給日等）

第１６条　条例第１５条第４項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

⑴　職員が２以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第１５条第２項第１号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、１箇月当たりの運賃等相当額等が５万５，０００円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

⑵　職員が条例第１５条第２項第１号及び第２号に定める額の通勤手当を支給される場合において、１箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が５万５，０００円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

⑶　職員が２以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第１５条第３項第１号に規定する１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額（次条第３項第１号において「１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額」という。）の合計額が２万円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

２　条例第１５条第４項の規則で定める日は、条例第７条に規定する給料の支給日（以下「支給日」という。）とする。

３　支給日までに第３条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

４　支給単位期間（第１項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員

が離職の日又はその翌日（当該翌日が磐田市の休日を定める条例（平成１７年磐田市条例第２号）第１条に規定する休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い休日でない日を含む。）に新たな給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

５　職員が任命権者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。

⑴　職員に新たに条例第１５条第１項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は第２０条第２項第１号若しくは第３号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等　当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者

⑵　前号に掲げるもの以外の支給単位期間等　当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者

６　前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第１７条第１項中「係る」の次に「通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係る」を加え、同条第２項第１号中「前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に１箇月当たりの運賃等相当額等が５万５，０００円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア　イに掲げる場合以外の場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に１箇月当たりの運賃等相当額等が５万５，０００円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関

等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ　前項第２号に掲げる事由が生じ、第２０条第２項第１号又は第３号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき　既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、自動車等（同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が５万５，０００円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、自動車等）に係る通勤手当の額

第１７条第２項第２号イ中「前条第４項第１号」を「前条第１項第１号」に改め、同条第３項第１号中「第１項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に１箇月当たり特別料金等２分の１相当額等が２万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の２分の１に相当す額（次号において「払戻金２分の１相当額」という。）」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア　イに掲げる場合以外の場合　第１項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に１箇月当たり特別料金等２分の１相当額等が２万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の２分の１に相当する額（次号において「払戻金２分の１相当額」という。）

イ　第１項第２号に掲げる事由が生じ、第２０条第２項第１号又は第３号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が第１項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき　既に支給され

た通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額等が２万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等）に係る通勤手当の額

第１７条第３項第２号イ中「第１６条第４項第３号」を「第１６条第１項第１号」に改め、同条第４項中「発生月」の次に「（第２項第１号イ及び第３項第１号イに掲げる場合に該当する場合にあっては、市長の定める月）」を加える。

第１９条第２項中「（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなったとき」に、「又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」を「若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月」に改め、同条第３項を削る。

第２０条の見出し中「終期」の次に「等」を加え、同条第１項中「その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「その日の属する月」に改め、同項ただし書中「届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）」を「届出を受理した日の属する月」に改め、同条第２項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

⑴　通勤手当を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第３条の規定による届出が、当該事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

⑵　通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

⑶　月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合　市長の定める月

イ　アに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第２０条に次の１項を加える。

３　前項第３号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

２　令和８年１０月２日から同月３１日までの間（以下「特定期間」という。）に職員が新たに磐田市職員の給与に関する条例第１５条第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の磐田市職員の通勤手当に関する規則第１９条第２項に規定する場合（同条第３項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の磐田市職員の通勤手当に関する規則第１６条第４項に規定する支給単位期間等は、同年１１月から開始するものとする。